

改正

平成22年4月1日教委告示第8号

平成24年4月1日教委告示第5号

佐久市芸術文化振興激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的、自発的な文化活動を促進し、地域に根ざした芸術文化の振興を図るため、これらの活動をする団体又は個人に予算の範囲内で激励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 激励金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体又は個人とする。ただし、芸術文化の振興に寄与した団体又は個人で市長が特に認めたものは、この限りでない。

(1) 市内に在住若しくは在学する者(この号において「対象市民」という。)又は市内に活動拠点を有し、対象市民が主体となって活動する団体

(2) 公的機関又は公的な団体等が主催する全国規模若しくは国際規模の大会等(以下「大会」という。)に予選会その他の選考(以下「予選会等」という。)を経て出場(出展を含む。以下同じ。)するもの又は予選会等を経ないで出場することが可能な大会において当該大会の規定による最上位の賞(同位の受賞者が無いものに限る。)を受賞(以下「最上位入賞」という。)したもの

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるものは、激励金の対象としない。

(1) 佐久市の設置した小中学校の教育課程内の活動により前項第2号に規定する大会に出場するもの

(2) 事業所内で組織された団体

(3) 営利を目的として活動する団体又は個人

(激励金の額)

第3条 激励金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 個人出場の場合 1人当たり 1万円。ただし、中学生以下5千円

(2) 団体出場の場合 10人以上 10万円。ただし、中学生以下5万円

2 前項に規定する団体出場の場合の人員は、大会の実施要項等に基づく大会出場者数とし、10人に満たない場合は、個人出場の場合の額により算出するものとする。

(交付の申請)

第4条 激励金の交付を受けようとするものは、佐久市芸術文化振興激励金交付申請書(様式第1号)に、次の表の左欄に掲げるものの区分に従い、中欄に掲げる書類を添付し、右欄に掲げる時期に市長に提出しなければならない。

区分	添付書類	提出時期
大会に予選会等を経て出場するもの	大会の実施要項等及び予選会等の結果報告書又は大会出場決定通知書	大会の出場決定後速やかに
大会に予選会等を経ないで出場し、最上位入賞したもの	大会の実施要項等及び入賞者、入賞人数その他の事項が記載されることにより最上位入賞したことが分かる書類	入賞決定後速やかに

(実績報告)

第5条 激励金の交付を受けたものは、大会終了後速やかに佐久市芸術文化振興事業出場報告書(様式第2号)に大会結果報告書等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、大会に予選会等を経ないで出場し、最上位入賞したものについては、大会結果報告書等の添付を要しない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。